

払済保険へ変更する場合の最低金額一覧<2024年4月2日現在>

- 払済保険への変更が可能な主な商品について、払済保険へ変更する場合の最低金額を掲載しております。
- 下記の最低金額を下回る場合は、払済保険への変更はできません。
- 下記の最低金額は、2024年4月2日現在のものであり、将来変更することがあります。
実際に払済保険へ変更する場合には、その時点の当社所定の取扱基準に基づき、お手続きさせていただきます。

<2012年4月2日以降販売している主な商品>

| 商品名称 | 払済保険へ変更する場合の最低金額 |
|-----------------------------|------------------|
| ニッセイみらいのカチ (終身保険) | 払済保険金額 100万円 |
| ニッセイみらいのカチ (養老保険) | |
| ニッセイ長期定期保険 (※1) | |
| ニッセイ遡増定期保険 (※1) | |
| ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険 (※1) | |
| ニッセイみらいのカチ (年金保険) (※2) (※3) | 払済年金額 12万円 |

<2012年4月1日以前に販売していた主な商品>

| 商品名称 | 払済保険へ変更する場合の最低金額 |
|------------------------|------------------|
| ニッセイ生きるチカラ EX | 払済保険金額 100万円 |
| ロングラン EX | |
| ニッセイ終身保険 EX | |
| ニッセイ養老保険 EX | |
| ニッセイ定期保険 EX (※1) | |
| ニッセイ新遡増定期保険50Ⅱ EX (※1) | 払済年金額 12万円 |
| ニッセイ年金 年金名人 EX (※2) | |

(※1) 保険料払込済の終身保険への変更となります。

(※2) 税制適格型の場合は、契約日から10年を経過していないご契約は払済保険への変更はできません。

(※3) 契約日が2022年4月2日以降の年金保険については、払済保険への変更はできません。